

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、田上町選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
田上町曾根交流センター	南蒲原郡田上町大字 横場新田 2060	講堂	241.30	平成25年6月1日